

第四十八回国会

大蔵委員会

議録 第二十七号

(三七六)

昭和四十年三月三十日(火曜日)
午前十一時二十四分開議

出席委員

委員長 吉田 重延君

理事 金子 一平君

理事 藤井 勝志君

理事 山中 貞則君

理事 堀 昌雄君

理事 天野 公義君

理事 岩動 道行君

理事 鴨田 宗一君

木村 武千代君

砂田 重民君

谷川 和穂君

西岡 武夫君

毛利 松平君

渡辺美智雄君

佐藤觀次郎君

野口 忠夫君

平林 剛君

竹本 孫一君

人事院事務官 濵田 幸雄君

同(池田忠次郎君) 岩 清一君

同(春日一幸君) 只松 祐治君

同(野口忠夫君) 平岡 忠次郎君

同(平林剛君) 佐野 憲治君

同(竹本孫一君) 佐野 憲治君

同(人事院事務官) 佐野 憲治君

同(大蔵政務次官) 佐野 憲治君

同(大蔵事務次官) 佐野 憲治君

同(人事課長) 佐野 憲治君

同(監察官) 佐野 憲治君

委員外の出席者
警視庁監察官
人事課長
大蔵事務官
大蔵事務次官
(主計局次長)
赤羽
桂君

三月二十九日

専門員 拔井 光三君

(財政局財政課) 岡田 純夫君

税務職員の配置転換に関する請願(只松祐治君
紹介)(第二三五五号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

財政法の一部を改正する法律案(内閣提出第三
三号)交付税及び譲与税特別会計法の一部を改
正する法律案(内閣提出第五一号)日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回
避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所
得税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三
七号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条
約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地
方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三
九号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの
間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第
三七号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条
約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律
案(内閣提出第三八号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの
間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三
九号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条
約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律
案(内閣提出第三九号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの
間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三
九号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの
間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三
九号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの
間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三
九号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの
間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三
九号)(参議院送付)所得に対する租税に関する二重課税の回避及び
脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの
間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び
地方税法の特例等に関する法律案(内閣提出第三
九号)(参議院送付)

○吉田委員長 これより会議を開きます。

財政法の一部を改正する法律案、交付税及び譲
与税配付特別会計法の一部を改正する法律案、日
本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及
び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法
の特例等に関する法律案(内閣提出第三九
号)(参議院送付)財政計画におきましてももちろん一本で算定いた
ます。それから警察官につきましては、国の基準
によって支給いたしますこととなっておりますので、

共済掛金の引き上げ反対等に関する請願外十五

しておりますし、一般職員を見るような凸凹はないのではあるまい。まあ大体警察官におきましては、国警官に準じて行なわれておるというふうに考えております。

○堀委員 それではちょっと答弁にならないのです。やはり警察庁が入るまで、委員長、ちょっと待っていただきたい。いまのでは答弁にならないのです。警察官でないから、実情を財政課長に聞くのは無理だと思いますから、答弁ができる者が入るまで、ちょっとしばらくお待ち願いたい。

○吉田委員長 ちょっと速記をとめて。

〔速記中止〕

○吉田委員長 速記を始めてください。

○堀委員 では、あとからやる予定のほうを先に始めますが、本日、私 警察官の給与問題を少し検討したいと思うのでありますけれども、聞くところによると、警察官の国家公務員としての給与表は、普通の一般職と多少違う給与表になつておるようあります。ところが、その中身が一般のいわゆる警察官と、皇宮警察官と、それから刑務所につとめる職員とが一つの俸給表で警察官といふような形で処理をされておるようになっておるのですが、この三つはだいぶ勤務様態が違うと思ふのです。この非常に勤務様態の違うものを、警察官といふように給与のあれで一般と違うようにここに離してあることは、一般職と違うから離してあるということがあります。そうすると、離しておるということは、一般職と違うならば、その内部におけるかなり差のあるものは、やはりまだおのその職務に適応した俸給表といふものがつくられてしかるべきではないか、こういうふうに思いますが、人事院側としては、この点はこれ

年以前におきましては、あまり俸給表の数は多くなかつたのであります。それが次第に分かれてしまつて、現在のような非常に数の多い俸給表

になつております。これは公務員法がいわゆる職階制を基礎にした給与制度をつくっていくのだという根本的な考え方の上に成り立つておりますので、ますそちらの方向に従つたような発展をいまでしてまいつたということになつております。しかしながら、御存じのように、職階制は、われわれ案をつくりまして国会へ提出しておりますけれども、それなりになつておって、現在ほんとうの意味の職階制というものはできていません。わずかに給与法におきまして俸給表が分かれること、職務給が置かれておること、あるいは等級制度ができておるというふうなことが、そのにおいが出ておるという程度でございます。

そこで、今までやつてまいりました経験から申しますと、どうもいままで分けてまいつたのありますけれども、これ以上細分していくことがはたして給与行政上いいのかどうか、やはり俸給表といふのはあまり数多くないのがいいのではないか、かく、給与行政の観点から見ますと、そういうことが言えるわけでございます。そこで御指摘のように、確かに皇宮警察官、刑務所に勤務いたしまする刑務官、それから警視正以上の方々は、これは国家公務員といふことで國の俸給表が適用されます。そういう方々を見ますすると、御指摘のように違うところがございます。けれども、その違いに従つてそれを分けていくことがいかどうかといふことになりますと、これはちょっと問題があらうかといふように考えます。御指摘のように、場合によつては、あるいは職階制を強化して、その職務と責任といふものを明確にして俸給表をつくるのだといふような観点に立ちますれば、これは分けてまいるほうがよろしいといふことになるかと思うのでござりますけれども、現在の状況からいたしますると、そう細部にわたつて分けてまいるよりも、この刑務官なり、あるいは皇宮警察官あるいは警察官といふものが、一般職と比べればこれは離れておる、お互ひの違いはあるけれども、やはり共通点があるといふようなことで、同じ俸給表で運営していくとい

うこととも給与行政上考えられるではなかろうか。ことに初任給関係等につきましてはそれをなつておりますし、多くの県におきましては、おおむね国と同じ俸給表で、同じ形でお使いになつておりますので、これは非常な基準になつておるということは仰せのとおりでございます。

○堀委員 そこで、私が本日これを取り上げましたのは、これは私の個人的な見解でありますけれども、当委員会に關係をしております税務署の職員、それといまの主として地方公務員であるところの警察官は、國家権力の最前線にあって、民衆に接触をしておるわけなんです。ですから、その点においては実は非常に重要な役割りを果たしておる諸君だと私は理解しております。ところが、その国家権力の一番先にあって、直接民衆と接觸をしておる人たちが、人数も非常に多いわけですから、必ずしも遭遇の上では十分な待遇が実はされていないという感じを私は日々持つております。税務職員の場合には、これは公務員としての組合活動なりそういういろんなことがありますけれども、必ずしも處遇の上では十分な待遇が実はされていないという感じを私は日々持つております。税務職員の場合には、これは公務員としての組合活動なりそういういろんなことがありますけれども、必ずしも處遇の上では十分な待遇が実はされていないという感じを私は日々持つております。税務職員の場合には、これは公務員としての組合活動なりそういういろんなことがありますけれども、必ずしも處遇の上では十分な待遇が実はされていないという感じを私は日々持つております。税務職員の場合には、これは公務員としての組合活動なりそういういろんなことがありますけれども、必ずしも處遇の上では十分な待遇が実はされていないという感じを私は日々持つております。

○堀委員 いまの御答弁の中に、国家公務員としての警察官が、実際にこの俸給表で受け取つておる人はなるほど警視正以上であるかもしれません

が、この俸給表は、現実には全国の地方公務員としての警察官の基準になつておるわけですね。そ

の基準に基づいて、いま全国にどのくらい警察官がいるのか私もまづらにしませんが、相当多数の警察官は大体この基準のもとに給与が行なわ

れておるということになりますと、これは單に一千三百二十名という現実にこの俸給表で受け取つておる人としての警察官と、それから皇宮警察官と刑務官とを比較するのではなくて、相当大き

な背景の中に立つておるということは人事院側としては一応確認をしておいていただきないと、い

まの答弁の形だけ、国家公務員としての警察官は特殊的なものだからといふわけにはまらない

ない、こう私は考えるわけですが、いまの地方公務員としての警察官の給与の基準がここに置かれ

ておるという点は、これは私は、この俸給表の持つておる性格といふものは、相当重要な意味を

はちよつともう一べん確認をしておきたいと思ひます。

○堀委員 先ほど、非常に狭い範囲で、直

接人事院が所管いたしまする範囲だけのことを申し上げたのでござりますが、御指摘のように國家

公務員給与法できめておりまする公安職(一)の俸給

表は、地方警察官の場合におきまする基準にもなつておりますし、多くの県におきましては、おおむね国と同じ俸給表で、同じ形でお使いになつておりますので、これは非常な基準になつておるということは仰せのとおりでございます。

○堀委員 そこで、私が本日これを取り上げましたのは、これは私の個人的な見解でありますけれども、当委員会に關係をしております税務署の職員、それといまの主として地方公務員であるところの警察官は、國家権力の最前線にあって、民衆に接触をしておるわけなんです。ですから、その

点においては実は非常に重要な役割りを果たしておるわけです。税務職員の場合には、これは公

務員としての組合活動なりそういういろんなことがありますけれども、必ずしも處遇の上では十分な待遇が実はされていないという感じを私は日々持つております。

○堀委員 ただいまお話をございましたように、警察官には公務員の組合もございません。

したがいまして、一般職の方々が職員組合をおつくりになりまして、いろいろわれわれのほうへあ

い、こういうふうに理解をするのです。ですから、いまの人事院のほうでは俸給表は一本としてあればども、特殊勤務手当で考えたいといふ話があるのですが、考えようにも三分の一くらいのことなんだから、現実と非常に遊離しているのですが、その辺の実際の取り扱いの状態ですね。

○浅沼説明員 ただいまの地方公務員の一級、二級、三級の日額の基準は、地方財政計画策定上の単位費用を計算する基礎になっておる金額でございます。これも人事院あるいは自治省、大蔵省当局にも年々お願ひをいたしまして、たとえば刑事の日額にいたしましても増額を見るとか、あるいはその一級、二級、三級のそれぞれの予算上のパーセンテージがございます。大体どのくらい、一級はこのくらいというパーセントはありますけれども、それを高額者にパーセントを高くするとかいうようないろいろ御考慮を願いまして、増額を見つつあるものでござります。

○堀委員 そこで、いまこれを拝見しますと、刑事と白バイとパトカーと鑑識とにばらわれるけれども、それを高額者にパーセントを高くするといふことのないように御考慮を願いまして、増額を見つつあるものでござります。

外勤としている人たちの勤務様態のパターンといふものは、これは刑務所の刑務官とはやや違うのではないか。特にそれは警察官側からの問題もあるけれども、私は言わせなければ国民の側からそういう気持ちを私は持つものだから、俸給表が警察官、刑務官、皇宮警察官と三つに分けることがなかなかむずかしければ、特殊勤務手当の点で考慮するという方向を、人事院のほうでそういう外勤部分の人たちに、もう一つここに一項設けて、これに特殊勤務手当を幾らか付けるということになると、これは実質的にいまの基準財政需要額の中にあなたの方のほうでも入れる根拠ができるわけだ。いま私の希望するような、民衆に接触をして、いま私の希望するような、民衆に接触をするから、それはと切り離しておいてもらいたい。それで、いまの手当の問題は、これは私は実情を少し伺いたいのですが、はたしてほんとうに超勤務しただけ現実に出ないのではないですか。私は実は国会議員になる前に自分で診療所を開業して診療に従事しておりました。近くに警察署があり、そこの警察の皆さん方が私のところへ非日常によく見えたものだから、診療の合間にいることがあります。私は超勤務しただけ現実に出ないのでないですか。

○浅沼説明員 お答えいたしました。

ただいまお話しの御趣旨、まことに私どもそのとおりいたしたい、努力しなければならぬと思

ますが、ただいまのお話とちょっと違いますが、御承知のように駐在巡査には奥さん手当というの

が現在出でております。それから特殊勤務手当ではございませんが、超過勤務手当におきまして、交

代制勤務者のものについては若干、内勤者よりは超勤のパーセンテージを高くしてございます。

それからただいまお話しのようない外勤手当と申

しますが、あるいは駐在署勤務の勤務時間は、一応勤務会によりまして八時間、毎日勤務になつておりますけれども、夜でもその場所において待機をいたしまして、事件の処理等をやらなければなりません。それはほかの方と差があつてもいいと思いますが、いまの内勤の方と比べて少しメリットのあるような措置を考えあげる必要はないのか。そ

うすると、私が最初から申し上げているような刑務所の刑務官との差といふものは、実はそこに問題を求めているわけです。日常民衆に接觸をし、

外勤としている人たちの勤務様態のパターンといふものは、これは刑務所の刑務官とはやや違うのではないか。特にそれは警察官側からの問題もあるけれども、私は言わせなければ国民の側からそういう気持ちを私は持つものだから、俸給表が警察官、刑務官、皇宮警察官と三つに分けることがなかなかむずかしければ、特殊勤務手当の点で考慮するという方向を、人事院のほうでそういう外勤部分の人たちに、もう一つここに一項設けて、これに特殊勤務手当を幾らか付けるということになると、これは実質的にいまの基準財政需要額の中にあなたの方のほうでも入れる根拠ができるわけだ。いま私の希望するような、民衆に接触をして、いま私の希望するような、民衆に接触をするから、それはと切り離しておいてもらいたい。それで、いまの手当の問題は、これは私は実情を少し伺いたいのですが、はたしてほんとうに超勤務しただけ現実に出ないのでないですか。私は実は国会議員になる前に自分で診療所を開業して診療に従事しておりました。近くに警察署があり、そこの警察の皆さん方が私のところへ非日常によく見えたものだから、診療の合間にいることがあります。私は超勤務しただけ現実に出ないのでないですか。

○浅沼説明員 確かに超過勤務手当につきましては、超過勤務の実情と予算上認められました額とにおきまして相当の開きがございまして、実績から見ますと、四分の一ないし五分の「くらいい」というふうにわれわれは見ておるわけでございます。

○堀委員 これは自治省のほうにお伺いいたしましたけれども、基準財政需要額の中に超過勤務手当なんというのは入るのでですか、どうなつてているのですか。私はあまりつまびらかにしないので、お尋ねしたい。

○浅沼説明員 確かに超過勤務手当につきましては、超過勤務の実情と予算上認められました額とにおきまして相当の開きがございまして、実績から見ますと、四分の一ないし五分の「くらいい」というふうにわれわれは見ておるわけでございます。

○堀委員 これは自治省のほうにお伺いいたしましたけれども、基準財政需要額の中に超過勤務手当なんというのは入るのでですか、どうなつてているのですか。私はあまりつまびらかにしないので、お尋ねしたい。

○岡田説明員 超過勤務手当、特殊勤務手当、すべて基準財政需要額の中に算入いたしております。

○堀委員 そうすると、その算入するときには、四分の一ぐらいいしか算入されないのでですか、

実情との間にみ合わせでは。

○岡田説明員 これは警察庁と地方財政計画をつくりますときに毎年十分打ち合わせまして、でき

るだけ実態に近づけるように努力はいたしております。御承知のとおり、一般の公務員につきまし

は、超過勤務手当は基本給の六%でございます。

警察官については九%にいたしております。また一部の、先ほどお話をありました私服関係につきましても一二%にしております。総ワクの許す限

別にあまり超過勤務手当がふえるわけでもなかつた。年末非常警戒というのは市民のためにはたいへんいいことだらうけれども、われわれ警察官としては實に頭の痛い時期ですということを、そういう時期にかぜを引いたりして私のところへ来た

警官が言つておられた記憶があります。いま私、国会議員になつて七年になりますから、だいぶ事情は違うかもしませんがね。ですから、

そういう超過勤務手当等も、はたしてほんとうに超勤務しただけいまも出でているのかどうか。年

番を返上して出でておるようなときは、それはやはり超過勤務手当が本来なら出る性格のものではないかと思うのですが、そういうところの取り扱い

というのは現在はどうなつておるのか、ちょっとお尋ねしたい。

○浅沼説明員 確かに超過勤務手当につきましては、超過勤務の実情と予算上認められました額とにおきまして相当の開きがございまして、実績から見ますと、四分の一ないし五分の「くらいい」というふうにわれわれは見ておるわけでございます。

○堀委員 これは自治省のほうにお伺いいたしましたけれども、基準財政需要額の中に超過勤務手当なんというのは入るのでですか、どうなつてているのですか。私はあまりつまびらかにしないので、お尋ねしたい。

○岡田説明員 超過勤務手当、特殊勤務手当、すべて基準財政需要額の中に算入いたしております。

○堀委員 そうすると、その算入するときには、四分の一ぐらいいしか算入されないのでですか、

実情との間にみ合わせでは。

○岡田説明員 これは警察庁と地方財政計画をつくりますときに毎年十分打ち合わせまして、でき

るだけ実態に近づけるように努力はいたしております。御承知のとおり、一般の公務員につきまし

は、超過勤務手当は基本給の六%でございます。

警察官については九%にいたしております。また

一部の、先ほどお話をありました私服関係につきましても一二%にしております。総ワクの許す限

りできるだけ実態に近づけるよう努力はいたしております。

○堀委員 私は、一般職のほうはどうでもいいといたことはございません。しかし、一般職が行なう超過勤務というのは、これは実はほんとうの意味の超過勤務なんですね。ほんとうの意味といふとおかしいですが、いつも超過勤務をするようなことにはなっていないと思います。ところが、どうも私、警察官というのを見ると、何か超過勤務があたりまえみたいな定時で仕事をするほうが例外だというような勤務様態ではないのかという感じがする。ですから、その点で私が俸給表の問題に触れておるのは、要するに、超過勤務手当が本当に支給をされないのであるから、そういう勤務様態に対しては俸給表というものはそういう状態を織り込んだものにならないと問題があるのでないか。さつきの刑務所の刑務官の問題と比較をする場合においても、刑務所の刑務官というものは、私は、そんなどうちゅういまの警察官ほどに超過勤務をしていないのじゃないかと思うのです。必要な範囲における人員が充足をされておれば、多少の超過勤務はあるでしょうけれども、これは計画に基づいて行なわれておることで、そうではないのではないか。とにかく一般の警察官といふのはその点では、超過勤務をしない者が内勤職員というか何か一部の者があつて、その他はおむね超過勤務をかなりさせられる仕組みになつてているのじやないかと思うのです。その点警察庁どもですが、やや常態の勤務だけで終わる者と當時超過勤務をせざるを得ないような状態にある者と比べて、全体の人員上のウェートというのを見たら——これは急に伺うのでむずかしいかもしませんが感じでいいのですけれども、感触としてはどのくらいの感じになりますか。

○浅沼説明員 お答えいたします。

せんが、一般的の外勤の勤務は、先ほどちょっと先生からお話をございましたように、大部分は隔日勤務制をとりまして、二十四時間勤務いたしまし

て翌日非番、こういう勤務を繰り返して周期としている。一週間に三回も二十四時間勤務をやるというような形になつております。これにつきましては、超過勤務といたしましては、交代の関係とか、あるいは休憩中にもかかわらず勤務をしなければならぬとかということ、あるいは特に三十九年度の地方財政計画におきましてから、制服警察官の夜勤手当を別ワクで計上しております。これ

も大きなプラスでございますが、そのような形でござりまするので、引き継ぎあるいは夜の、いかかと市街地と相当違うわけでございますけれども、市街地で事件の多いようなところにはこれはただいまお話しのように、相当超過勤務をするのが常態であるというようなところが多からうかと思ひます。それから刑事諸君は、これは超勤もよけい認められておりますように、これはやはり勤務時間内で犯罪の捜査その他をやるということは非常にむずかしいわけでございますので、この諸君はやはり超勤をある程度常態といふことにおかれますが、そういうような職種だらうかと考えております。

○堀委員 いまのようなことで、これは確かに地域的にいろいろ問題があるかと思いますが、おそれく都會地では非番であつてもかり出される場合もかなりあるのではないかと思ひますので、そういう点も含めて——これは超過勤務手当のはうに、横道にいったのですけれども、人事院の方も聞いていただきておつて、それは超過勤務のほうで十分できない——それはすべきですけれども、現状で十分でないというような問題もあるでしようから、そこは俸給表にも関連をするし、いまの特殊勤務手当といふようなものを今後検討していくだけだく問題にも私は関係があると思うのです。これは一連の関係でものを見たいだときたい、こういうふうに思つわけです。基本的な点はそういうことなので、ひとつ人事院のほうに、いま私が申しておる外勤の一般の警察官に対する特殊勤務手当といふもの、さつき特殊勤務手当等でひとつ検

討を進めたらどうかというお答えもありましたので、こういう点も含めて検討されるかどうか、ちょっとと聞いておきたいと思います。

○浦本政府委員 どうもお耳さわりのことを申し上げるようではなはだ恐縮なでございますが、巡査部長というのは、これは外勤の勤務といふようなことは常態なのでございます。それが俸給表

上でどういうふうに評価されるかということになつておるのでございまして、内勤の方もまれにはおられるでございましょう。しかし、本来からいえ

ば、その内勤の方は、一般職と同じ水準の俸給表を適用されてしかるべきものである、このようにわれわれは考えておるのであります。ただ、警

察廳のほうでは、それは巡査なり巡査部長なりというものは随時交流をして、ある場合には内勤をやるかもしれない。けれども、大部分は外勤をするのだ。それであるから、内勤したとき下がるのだ

といふようなことではなかなか人事交流はうまくいかない、これはどもつともでございます。そういうことはどもつともでございます。そういう

人がその俸給表が適当であるということではないのでございまして、あくまで現在二号ないし三号半の水準差が置いてありますゆえんは、やはり一段階と比べて外勤の勤務に従事されておりまする警察官といふ方々の職務の困難性を評価いたしまして、そういうことになつておるのでございます。

○浅沼説明員 当時のこれは、旅費と超勤とは、申し上げるまでもございませんが、別でございませんので御承知のはずです。常識的な旅費——国家公務員、地方公務員の旅費の概念とどれだけ違つておりますか。そういう点については御説明できるだらうと思います。一般的の状況について、その相違点について明らかに御説明願います。

○有馬委員 正確な資料は持つておられないにしても、どういう実態であつたかということについては御承知のはずです。常識的な旅費——国家公

務員、地方公務員の旅費の概念とどれだけ違つておりますか。そういう点については御説明できるだらうと思います。一般的の状況について、その

旅費につきましては各県から動員するというような状況に相なりました場合には、当然直接国費で支弁されたものとのように考えられますが、どの程度の、規定上の正規の金額と支給額とに差があるたかというような点につきましては、まことに申しわけありませんが、ちょっといま申し上げる材料を持っておりません。

○吉田委員長 関連質問を許します。有馬輝武君。

○吉田委員長 関連質問を許します。有馬輝武君。

いま答弁を伺つておりますと、理屈

だけあなたはいまおっしゃったようで、実態にそ

から、したがいましてこの問題が直ちに外勤の特

殊勤務手当といふことにならないようになります。

ございます。しかしながら、全体的に見まして、これから、したがいましてこの問題が直ちに外勤の特

殊勤務手当といふことにならないようになります。

○有馬委員 いま答弁を伺つておりますと、理屈

各県から動員された。その旅費の実態がどうなつておつたかという点につきましてはあなたの方のほうが十二分に知つておるはずなんです。全部が持つておられたかという点につきましては、あなたの方のほうで、ひつと聞いておきたいと思います。

○有馬委員 そういうことであなたの方は警察官を動かせるのですか。実態がどうなつておるかを知らないでおいて、ただ行けという命令だけを出

す、あるいは県の要請があつたからそれに協力する、それで済まされるものかどうかということをお伺いしておるのです。それが人を使ふ道ですか。私はあなたの方がその実態をつかんで、いま大蔵政務次官もおられるけれども、少なくとも常識的な支給をする、旅費、宿泊料あるいは超勤につ

いては持ち出しえならないような、せめて最低限の配慮をすべきではないかという立場からお伺いをしておるのです。

○浅沼委員

さらにその当時の問題につきましては調査をいたしましたし、手元に資料はございませんが、資料はあると思いますので申し上げたいと思ひます。旅費につきましてはそのような事案につきましては先ほど申し上げましたように、主として直接国費で支弁されておると思います。そのような国費の旅費につきましては、これは三池争議等だけではございません。犯罪捜査全般の問題にも関連いたしますが、当時以降逐年非常に増額を認めていただきおりまして、現在のところでは大観的に見まして全体的に、警備とか刑事とか交通とか、そういうふうに個々についてでなく、警察活動全般的に見まして、もちろんぜいたくを言えども、切りがございませんけれども、必要最小限度の国費の旅費、検査費等は大体計上して、いたいおる。その後ああいう事件がございましたので、増額をしていただきまして、現在のところは最小限度のところはいただいておるということに考えております。

○有馬委員

ぼくが申し上げておるのは、少なくとも警察官等のその精神的な立場というものについては非常に崇高だ、しかしそれを、すべてを犠牲にしてやるのだ、それが警察官のモラルだといふような形で、あなた方の無責任さというもの、放漫主義というもの、そして大蔵省に対する折衝の努力の足りなさというものを、そういったモラルに転換するということがあつてはならない。少なくとも必要最低限度のものは見てやるという態度がなければならぬと思うのです。そういう点については常に資料を整えていかなければならぬ。特に堀委員からそういう質問がある場合には、すべての資料を整備して出てこられるのが、私は政府側の姿勢ではなかろうかと思うのです。それを調査してみなければわからぬというようなことで、どうして大蔵省のがめつい諸君が、予算か、ああやりますようというようなことになりますか。そろ

でしょ。常日ごろのあなた方の姿勢というものがなっておらぬのじやないか。この点をよく銘記しておいていただきたいと思います。関連質問で

○堀委員

給与局長に伺いたいのですが、私いまの答弁ちょっとと納得できないのです。公務職の俸給表はいまのあなたの話ですと外勤の職員のほうに比重をかけて見てある、こうおっしゃったですね。そうすると、いま国家公務員の警察官の状態は、よろしくございますか、大体警察官といふものが三万四、五千名いるんですね。警察官といふのは千三十二名しかいない。高級警察官八百四十人ですよ。要するに土台は警務職員が一番比重を占めていますが、それじゃ外勤巡回の基準で設けられているというのがおかしいじゃないか。論理的に言えば少くともこの俸給表の性格といふものはそういう形が配慮されておるといふことではなくて、警務職員と警察官と高級警察官における一番共通点の中で問題が処理されています。なぜ、この俸給表はおかしいですか。だから、私は初めからそういう論理でものを言っておるわけです。いまあなたが、たまたま私が外勤巡回の職員の問題に触いたら、いや、これは外勤のほうの水準であつて内勤は別だとおっしゃるながら、私はいまの俸給表はおかしいと思うのです。それならおかしい。区別しなければいかぬですよ。いまのあなたの答弁は、その点では論理的でない。説得力のある答弁を願いたい。

○蒲本政府委員 現在、たとえば教育職の俸給表といふものがございます。国の直接職員であります教育(一)、(二)、(三)——高等学校、中小学校、これはほんのわずかです。したがいまして、これはちよつ

ければならぬという状態に現在われわれはあるわけであります。そこでこの点はわれわれ人事院においては非常につらい。資料等も権限がございませんので、自分の力によって十分収集する

○堀委員

給与局長に伺いたいのですが、私いまの答弁ちょっとと納得できないのです。公務職の俸給表はいまのあなたの話ですと外勤の職員のほうに比重をかけて見てある、こうおっしゃったですね。そうすると、いま国家公務員の警察官の状態は、よろしくございますか、大体警察官といふものが三万四、五千名いるんですね。警察官といふのは千三十二名しかいない。高級警察官八百四十人ですよ。要するに土台は警務職員が一番比重を占めていますが、それじゃ外勤巡回の基準で設けられているというのがおかしいじゃないか。論理的に言えば少くともこの俸給表の性格といふものはそういう形が配慮されておるといふことではなくて、警務職員と警察官と高級警察官における一番共通点の中で問題が処理されています。なぜ、この俸給表はおかしいですか。だから、私は初めからそういう論理でものを言っておるわけです。いまあなたが、たまたま私が外勤巡回の職員の問題に触いたら、いや、これは外勤のほうの水準であつて内勤は別だとおっしゃるながら、私はいまの俸給表はおかしいと思うのです。それならおかしい。区別しなければいかぬですよ。いまのあなたの答弁は、その点では論理的でない。説得力のある答弁を願いたい。

○蒲本政府委員 現在、たとえば教育職の俸給表といふものがございます。国の直接職員であります教育(一)、(二)、(三)——高等学校、中小学校、これはほんのわずかです。したがいまして、これはちよつ

いて、少なくともこういう外勤の職員が実情に即した給与が与えられるような方向にひとつ御検討していただきたいと思います。私はこういう問題を提起したときは、あなたも御承知だと思いますけれども、一応时限を切らしていただきますので、向こう一年間御検討いただいて、来年度における

○浅沼説明員

三十八年の七月一日現在におきます地方公務員の給与実態調査、自治省の御調査によります警察職員の平均給料の月額を比較いたしまして申し上げますと、上位にランクされるものは東京の警視庁で二十八、九歳、三十歳ごろにつきましては二万七千円、四十歳弱、三十七、八歳ごろでは三万八千円、五十歳近くになりますと四万九千五百円、約五万円、平均月額はそのようになつております。低いほうの例を申し上げますと、たとえば長崎県は三十歳近くになりまして二万五百円、それから同じ長崎で三十七、八歳で三万六百円、五十歳近くになりまして三万八千五百円くらい、年齢によりますと、もっと低いところもございます。

○堀委員 いまお聞きをいただいたように、一番高いところと安いところと比較すると、三十歳

台のところで七千円くらい、四十歳のところで八千円、五十歳になると一万一、二千円くらい違う。警察官の中に非常に格差がある。同じ職務を同じ国の中でやつておりながら、それは東京都の場合には、長崎県と比べて警察官の勤務状態は忙しないかも知れませんから、あるいは例外ということもあり得るかもしれません、しかし同じような職種に従事しておる警察官の中に、これが十萬円のところで一万円違うというなら話はわかるが、しかし二万円台のところで二万円と二万八千円の違いというものは、私は常識的に見ていかがであるかと思います。これはおそらく警察庁だつてそう思われると思いますが、土台になつておる國家公務員の基準といふものは一体どこにあるか、これがわからぬのでですが、いまのベースで見て国家公務員の基準ならどちらが標準値になるでしょうか。一番下が標準値というなら話は別ですが、大体差が七千円、八千円、一万円あるところで国家公務員の基準で見ればそれほどの辺にあるのか。

○浅沼説明員 ただいま申し上げました平均月額

は、階級は全然別に、込みで平均になつておしまして、その条件をどのように考えて国家公務員の基準と比較すべきかということが問題でございまが、大体差が七千円、八千円、一万円あるところで国家公務員の基準で見ればそれほどの辺にあるのか。

○堀委員 これは調査のとり方がありましようか

ら、あなたの方にしてこの格差はもう少し縮まなければいけませんね。一番下の側からいえば、二万円の人からいえば四割も違う。同じ職種にある者が四割も給与が違ったのでは私は適當でないと思います。これは自治省はどうですか。東京は不交付団体だからちょっと別になると思いますが、あと交付団体の中でも、静岡県あたりでも三十歳のところが二万五千円くらいです。これは交付団体のワクの中で見て五千円違うのだということは、これほども問題があるのじや

ないかと思います。やはりもう少しこの幅を狭めよう的な努力が國として当然されてしかるべきではないか。地方財政の問題もありまして、これは何も警察官の給与に限らず、府県における一般職の職員の給与にもそれは関係があるだろうと思いませんが、きょうは時間もありませんから、警察官の問題だけにしぼって議論しておりますか、一般職の職員の給与の差がこれと同じようにあるのかどうかよくわかりませんけれども、しかしこの点は平均的にしてもらいたいし、もしそれが許すならば、東京都は例外として交付団体で三十歳のところで二万五千円くらい出ておるということは、いまの給与の水準から見たら決して高いものではないという感じがいたしますが、これらの方等に対してもう一つの点を伺つておきたいと思います。

○岡田説明員 角度は少し違うかも知れませんけれども、財源保障の面からは、先ほどの昭和三十八年七月一日現在の調査の結果によりまして、警察官につきましてはその実態をそのまま認め、考え方としてはやはり先ほど御議論がありました国警官に准するものという前提を認めまして、したがいましてその実態を尊重いたしておりますが、二万九千円と見込みまして、ここから出発して四十年度の財政計画上の警察官の平均給与ペースをとりました。財源的には一応保障いたしておりますつもりでございます。

あと具体的には個々の団体につきまして、条例によるとも下回つておるところはないと思いますけれども、きわめて下回つておるところがあれば、それは一般公務員にしろ、たとえば町村の職員の場合でありますとか、それと同じようにやるのはおかしいかも知れませんが、やはり理論的に低いところは逐次是正することが妥当である。あるいは高いところもござりますので、そういうところのことは財政事情に見合つて極力是正するようになります。そういうように、極力実態と合うよう

低いところは是正するように指導いたしております。低いところは是正するように指導いたしておるつもりでございます。

○浅沼説明員 私どもの立場から申し上げますと、やはり先ほど御指摘のように各府県の行政職員のレベルと合わせて、それぞれの県においてはそのレベルと同じようなレベルで決定されておりま

す。併し、昇給なども考えられておりま

すので、私どもとしては一応基本的な基準財政需要の面でレベルを上げていくというよう

な点に努力をいたしたいと考えております。

○堀委員 給与局長、いまお話し申し上げたよう

に実態は非常に差があるのです。その差がある

もとは、これはもう一べん自治省のほうに、この

調査の場合に国家公務員ベースで行なわれておる

ところはどうこの府県かということは大体わかる

と思いますので、国家公務員の基準に最も適合して

おる府県は、いまいろいろな俸給表その他から見てこの県だと出していただけば、それが一体こ

の実態調査の中のどこにあるかということを基準にしてものを見たいと思うのですが、やはり公安職員の俸給表が必ずしも実態に即するほどの

給与になつてない面があるために、そこで地方政府上積みをかなりしておるのではないかという感

じが実はするのです。そうすると、上積みの大き

さで上積みをかなりしておるのではないかという感

じが実はするのです。だからこの問題としては、一つには

はそれよりやや低めということになると、そこには格差が生じてくるのではない、こういう感じが

いたします。だからこの問題としては、一つには

国家公務員の公安職の職員の俸給表の問題がある

と思います。もう一つは、それが動かないとい

ふうにやや問題があるのかとも思うのです。ただそ

の点で、ちょっと自治省の方でもう少し弾力的に考

えてもらいたいのは、さっきの特殊勤務手当につ

いては、幸いにして国家公務員は刑事一級が三十

六円であるのが、地方公務員の基準財政需要額の基準になるものは一級が百円というように、必

ずしも国家公務員の基準にとらわれず実情に即し

てそれを要求しておられる点は、私は自治省とし

ては一步進んでおられると思うのですが、そちらを含めて、警察官の給与を基準財政需要額に纏り込まれるときには、実情に即してひとつ彈力的な措置を今後はかつてくださいように、特に要望をしておきたいと思います。

○浅沼説明員 私どもの立場から申し上げますと、やはり先ほど御指摘のように各府県の行政職員のレベルと合わせて、それぞれの県においては

そのレベルと同じようなレベルで決定されておりま

のは、税務職員、警察職員全く同じ形だと思う。これらの宿舎の充足のためには、国なり地方自治体なりが積極的に協力すべき問題じやないか、こういうふうに考えますので、その点この宿舎の経費等は地方財政計画の中ではどういうことになつておるのか、ちょっと自治省のほうに伺いたいと思います。

○岡田説明員 国庫補助に対応いたしますところの地方負担は基準財政需要に算入いたしております。

○堀委員 そうすると、国庫補助があるわけですね。そこをつまびらかにしてください。

○浅沼説明員 警察官のうち、刑事とか警備とか常時待機をいたしまして、事件がありましたら直ちに出動しなければならないという職種につきましては、待機宿舎という制度がございまして、待機宿舎を警察本部とかあるいは警察署の近くにつくりまして、これについては国から半額の補助金が出るようになっております。特に三十九年度以降三ヵ年で、いま申し上げました刑事、警備その他常時出勤しなければならぬという諸君のうち、警部補以下ですが、そのうち三十八年度末で不足しております約七千戸分を、三十九、四十、四十一年度において解消するという措置を特に認めさせていただきまして、現在その計画が進捗しておりますので、四十一年度になるとこれらの職種については一応待機宿舎ができるということに相なります。

○堀委員 そうすると、その残りの分は自治省のほうで計上しておる、こういうことですね。

○岡田説明員 地方財政計画及び地方交付税の基準財政需要額に算入いたしております。

○堀委員 そうしましたら、いまのそういう特殊的な人の目的はそれで充足できると思うのですが、あとに残るのが転勤その他、これは一べんお調べを願いたいのですが、警察職員というのはどの程度に転勤をして、その諸君の住宅の充足はどういう状況であるのか、一べん調査をして資料をお出しいただきたいと思うのです。そういう点に

ついても、その計画がいま進行中ですからそれが終わらなければ無理でありましょうが、終わった後引き続きそういう問題についても私は配慮すべきではないのかと考えますので、この点はひとつ調査をして、資料等を御提出いただきたい。

○浅沼説明員 さっそくその資料——調査も推測ですが、この計画が終了いたしましたときにはどのようなことになるのかというような点は、われわれとしては見通しを一応持っているわけあります。なお、待機宿舎は先ほど申し上げました組合の資金を長期に投資いたしまして、それで一般警察官の宿舎を建てる、あるいは地方債の起債によりまして自身寮等を建てますとかと、いうようなことでございますが、そのほかに警察共済組合の資金を長期に投資いたしまして、それで一般警察官の宿舎を建てる、あるいは地方債の起債によりまして、地方債を許可いたします。

○堀委員 なあ、待機宿舎は先ほど申し上げました組合の資金を長期に投資いたしまして、それで一般警察官の宿舎を建てる、あるいは地方債の起債によりまして、自身寮等を建てますとかと、いうようなことで、警察職員の住宅につきましてはいろいろな対策を講じまして、早急に困難者をなくしたい」というふうに考えて、施策を進めております。

○堀委員 以上、本日は地方交付税の法案に関連をいたしまして、警察官の待遇についての現在ある私の気づいた問題点を少し明らかにしたわけあります。どうかひとつ私が本日申し上げた具體的な問題は聞きっぱなしということではなくて、おののプログラムの上にのせていただいて、一年くらいして、来年のいまどろにまたこの問題を当委員会において取り上げますので、それまでの間に御検討の結果について御報告ができるよう、各担当部門において検討を進めていただきます。

○堀委員 以上、本日は地方交付税の法案に関連をいたしまして、警察官の待遇についての現在ある私の気づいた問題点を少し明らかにしたわけあります。どうかひとつ私が本日申し上げた具體的な問題は聞きっぱなしということではなくて、おののプログラムの上にのせていただいて、一年くらいして、来年のいまどろにまたこの問題を当委員会において取り上げますので、それまでの間に御検討の結果について御報告ができるよう、各担当部門において検討を進めていただきます。

○吉田委員長 有馬輝武君。
○有馬委員 財政課長にお伺いいたしますが、四十一年度の公債費を一千三百三十五億見込まれまして、三十九年度に比べまして百九十二億の増であります。私は公債費の性格というものからいたしまして、これは漸減の方向をたどらなければならぬと思うのであります。この点について基本的な考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○岡田説明員 御指摘のように、公債費は四十年度千三百三十五億ということで、前年度に比較し

まして百九十二億の増となつております。もちろん公債費の増加ということは、これは義務的でありますから、なるべく財政法上からいつておられます。またそういう意味から地方債等の許可

もできるだけ抑え込みに進むことを希望いたしておられます。またそういう意味から地方債等の許可にあたりまして、赤字が多額にあるような団体でございますとか、あるいはそもそも公債費還

費の大きい団体につきましては、地方債を許可するにあたりまして制限はあるとは許可しないとい

うふうな態度をとつて、さらにこれを広げる方向でございます。なお、この四十年度の自治省

の公債費は伸びておりますけれども、これは地方債計画外にも適当と認められるところの起債については許可されるのでございます。それについて

の公債費還費等につきましては、從来計画外の問題として処理しておりますものを、今回規模の大きな対策を講じまして、早急に困難者をなくしたい」というふうに考えて、施策を進めております。

○岡田説明員 この公債費還費は、現債高に基づきますところの償還額と、それから今回の地方財政計画と関連のありますところの地方債計画上、一応四十年度に発行を予定いたしておりますところの起債に対応する利子分、それの合計の償還義務費を計上しておるものでございます。

○有馬委員 その非公募債のうち、大体おもな引き受け先を言つてください。

○岡田説明員 起債総額では四千八百四十九億といたしまして、地方債計画ではなつておりますところの起債に対する利子分、それの合計の償還義務費を計上しておるものでございます。

○有馬委員 その非公募債のうち、大体おもな引き受け先を言つてください。

○岡田説明員 公募債の内訳は、市場分が四百八十八億、それから公庫関係が五百億、それから

縁故で七百八十六億ということになつております。ただし、地方財政計画に載つておりますところの公債費還費ないしそれに対応するところの地方債、これには公募関係はございません。地方財

政計画は、一般会計債、地方債計画の中の一般会計部分を地方財政計画に載せておりますので、したがいまして、さいぜん御指摘の公債費還費に対

応する分としては、公募債は関係してまいりま

ておりません。

○有馬委員 いまの点をひとつ数字として、資料として提出を願います。

次に、これもいま一点だけお伺いいたしますが、激甚災に伴うところの特別交付税の配付の基

準、考え方、これをお聞かせいたたきたい。

○岡田説明員 激甚災の場合には、たとえば減税をいたしますとか、あるいは歳入上の欠陥をもたらすところの特定財源の問題がございます。それ

で激甚災害特例法上そういう歳入欠陥を生じました部分につきましては、特例債が加えられます。

その特例債によりまして、将来償還しなければならない部分につきましては、全額特別交付税で措置するということになります。そして、

これは歳入欠陥の場合、その部分についてでござりますけれども、およそ災害等の場合には、公共施設災害の被害総額等にリンクいたしまして、いわば基準にいたしまして、一定の方式により、極力客観的な基準に立ちまして、災害のための特別交付税を算定いたしております。

○有馬委員 昨年は御承知のように、新潟あるいは台風その他の災害が相次いでいるわけあります

が、そのワクをどの程度に見ておられるか、この際お聞かせをいただきたいと思います。

○岡田説明員 三十九年度は御指摘のとおり、新潟の地震それから北陸等の豪雨災害等ございましたので、災害関係それに大島等の火災もございました。これも含めまして、約百億を特別交付税として配分いたしました。

○有馬委員 実は私、その数字がわかつておるからお尋ねしたのですよ。その数字、まともだと思

いますが、要するに、災害関係全体としては百億

といふことだと思います。

○有馬委員 あなた方は新潟なり、あるいは北陸なり、あるいは台風災害時の実態を見てお歩きになりましたか。

○岡田説明員 私ども災害対策本部の部員に任命されまして、現地には参りましたが、それでも、

自治省及び消防庁からそれぞれ関係の課長が出て現地に参りました。よく話を聞きまして、それに基づき、また県等からの説明をよく聞きまして、できる限りの配慮をしたつもりでございます。た

だ、特別交付税にもワクの総額の点がござりますが、希望のとおりというところまでは参らなかつたかと思いますけれども、できるだけの配慮はいたたつもりでございます。

○有馬委員 私の言つておるのは、総ワクがあまりにも常識にはされておるからお伺いしたわけです。やはり行政というものはは常識的にやらなければいけないですよ。ただ計上をすればいいという性格のもの、これは財政計画でも何でもあります。きょうは時間が切迫しておりますから、こ

れ以上申し上げませんけれども、そういつた百億

というようなことをあなた方はすらっと言つて、現地に行つた課長の意見をよく聞いてやりまし

たというようなことで済ませられる。その態度の中

に、行政に対する不信感というものが出てくる。

○武藤委員 部を改正する法律案について討論に入ります。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一

部を改正する法律案について討論に入ります。

通告がありますので、これを許します。武藤山治君。

○吉田委員長 引き続き、順次討論、採決に入ります。

○吉田委員長 引き続き、順次討論、採決に入ります。

まず、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一

部を改正する法律案について討論に入ります。

通告がありますので、これを許します。武藤山治君。

○武藤委員 私は、日本社会党を代表して、ただいま議題となりました交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案について、反対の意見を明らかにいたしたいと思います。

御承知のように、現下地方自治団体は非常に窮

状を呈しております。赤字の県が五県、赤字の市町村に至りましては、三百九十七市町村に及んで

おります。その金額も二百七十二億円、市町村分

でも二百二十一億円の赤字という非常に苦しい実

情にあります。このことは、同じ日本国内に住む

住民が、赤字の市町村に住んでおる者と、黒字の市

町村に住んでおる者との非常なアンバランスを

見て徹底的にお伺いをいたしますから、資料を整備しておいていただきたいと思います。

それから、なお先ほどの地方債の計画について

は、具体的な数字として出していただきたいと思

います。

○岡田説明員 これはただいま申し上げましたように、火災でございますとか、あるいは農村の營農資金に対する利子等に対応する分等、それぞれの関連のものが入っております。全体としてござりますので、さらに内訳といいますか、その関係のものということになりますと、また別でございますが、要するに、災害関係全体としては百億

○吉田委員長 ただいま議題となつております各

案中、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、日本国とアメリカ合衆国との間の二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一

部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、各案に対する質疑は、これにて終了いたしました。

○吉田委員長 ただいま議題となつております各

案中、交付税及び譲与税配付金特別会計法の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律

る行政指導と同時に、財政的措置を強く要求をいたしております。かかるに、今回の

改正案は、その引き上げ率が〇・六%という非常にわずかな引き上げ率で、絶対額にして百四十億八千万円ということでは、今日の地方自治団体の実情に沿う引き上げとは断じて言うことはできません。これが引き上げ幅が少ないという立場

からの反対の第一の理由であります。

第二の理由は、昭和三十九年度の经常費に必要

であったベースアップに伴う措置の際に、政府は百五十億円の貸し付け金という処理のしかたをいたしました。このことは、地方自治体の実情を無視した暴挙といつても間違いでありません。し

かるに、今回この百五十億円の貸し付け金について何ら前向きの改善策が講じられていない。依然としてこの百五十億円は五ヵ年間に返済をさせようという過酷な措置のままであります。私たち

は、かかる政府のとった態度には、地方自治体の実情を勘案した際に、決して承服できるものではありません。

第三に、いま有馬委員からも御指摘がありまし

たが、今日の地方自治体の公債発行の趨勢であります。年々これは増加の傾向にあり、三十九年度と四十年度を比較いたしましても、約二百億円の公債の増加であります。このことはいかに地方自

治団体の一般行政水準を圧迫し、住民の福祉に悪い影響を与えておるかということは申すまでもない理由がなければならぬ。あなた方自身が納得をしておるのだから、これは問題外だと思うのですよ。よくそちら辺を考慮して、その県なり、あるいは出かけた諸君の意向というものを、これを政治的に判断する。その判断のしかたに基本的な姿勢の問題がありますので、この点はいずれ機会を見せて徹底的にお伺いをいたしますから、資料を整備しておいていただきたいと思います。

それから、なお先ほどの地方債の計画について

は、具体的な数字として出していただきたいと思

います。

最後に、したがつて私たちは今日の公共料金の引き上げ、公営企業の料金の引き上げ、医療費の引き上げによる国民健康保険税の大額増収、ひどい町村に至りましては、七割給付と、今回の医療保険税が引き上がる町村があります。低いところで

来たしておることは言つまでもありません。したがつて、私たちはかかる赤字をすみやかに解消す

九

も七割、六割の保険税の増徴を行なわねば健康保険が維持できない市町村がございます。こういう

諸般の情勢というものを勘案するときに今回の○・六%の引き上げはまことに冷淡といわなければなりません。したがって、わが党は交付税率を

三二%、すなはち従来の率を一挙に三・一%引き上げよと強く要求をいたしてきたところであります。本案にわれわれが反対をする最も基本的な立場は、この地方自治団体の実情というものを抜本的に改善をするためになぜ三二%の率を採用で

きなかつたかというところにあります。

以上、わが党の態度並びに本案が寡少に過ぎたという意味から、わが党はこれに反対の意思を表明するものであります。(拍手)

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました

以上、わが党の態度並びに本案が寡少に過ぎたという意味から、わが党はこれに反対の意思を表明するものであります。(拍手)

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました

以上、わが党の態度並びに本案が寡少に過ぎたという意味から、わが党はこれに反対の意思を表明するものであります。(拍手)

○吉田委員長 これにて討論は終局いたしました

以上、わが党の態度並びに本案が寡少に過ぎたという意味から、わが党はこれに反対の意思を表明するものであります。(拍手)

○吉田委員長 起立多數。よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

次に、日本国とアメリカ合衆国との二重課税の回避及び脱税の防止のための条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律の一部を改正する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とスウェーデンとの間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とカナダとの間の条約の実施に伴う所得税法の特例等に関する法律案、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とフランス共和国政府との間の条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律案の各案に対しても討論の申し出がありませんので、直ちに採決に入ることいたします。

各案を原案のとおり可決するに御異議ありませんか。

○「異議なし」と呼ぶ者あり

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、各案はいづれも原案のとおり可決いたしました。

おばかりいたしました。

ただいま議決いたしました各法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉田委員長 「異議なし」と呼ぶ者あり

○吉田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○吉田委員長 次会は明三十一日午前十時より理事会、十時三十分より委員会を開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後一時十四分散会

昭和四十年四月三日印刷

昭和四十年四月五日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局